

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策特別事業実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、県内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型の供与を行う事業を行う者が行う多様な支援を推進するために必要な経費を補助することを目的とする。

2 実施主体

3に定める事業の実施要領による。

3 事業の実施

実施主体は、次に掲げる事業を実施要領に基づき実施することができるものとする。

- (1) 生産活動活性化支援事業（別紙1）
- (2) 就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワーク導入支援事業（別紙2）
- (3) 発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等支援事業（別紙3）

4 その他

補助対象経費のうち、県から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の対象としない。

5 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。